

澁川市行政改革大綱

平成19年3月

澁 川 市

目次

1	大綱策定の背景	1
2	計画期間	1
3	改革の目標	2
4	目標の実現に向けた取組	4
	(1) 簡素で効率的な市役所の実現	
	ア 事務事業の抜本的な見直し	4
	イ 組織機構の見直し	4
	ウ 定員管理の適正化	5
	エ 職員の業務執行能力の向上	5
	オ 情報化の推進	6
	(2) 市民・民間事業者との役割分担と協働によるまちづくりの実現	
	ア 事務事業の民間委託等の推進	7
	イ 指定管理者制度への移行	7
	ウ 情報開示の強化と市民参画の推進	8
	(3) 次世代への負担を軽減する財政運営の実現	
	ア 行政評価制度の構築	9
	イ 給与の適正化	9
	ウ 財政指標等の管理	10
	エ 施設等の有効利用と維持管理	11
	オ 補助金等の見直し	12
	カ 市税等の収納対策強化	12
	キ 適正な受益者負担	13
	ク 第三セクター等の改革	13
	ケ 公営事業会計の経営改革の推進	14
5	改革の推進方法	16

1. 大綱策定の背景

本市は、平成18年2月20日に1市1町4村の合併により、誕生したところですが、国や地方の行財政運営は危機的な状況にあり、本市においても財政状況は非常に厳しい状況となっています。地方交付税の削減や国庫支出金の見直しなどによる歳入不足の中、少子高齢化に対応するための施策の充実、教育施設の整備充実など更なる歳出の増加が見込まれるため、合併によるスケールメリットを最大限に生かしながら、一層の行財政の簡素化を図る必要があります。

これまで、合併構成市町村全てにおいて行政改革大綱を平成8年度に策定し、その後旧赤城村が平成11年3月、旧子持村が平成12年2月、旧渋川市が平成14年8月に見直しを行い、着実に取り組んできました。

また、国の「新地方行革指針」(※注)(平成17年3月29日)に加え「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が平成18年8月31日に示されたことを受け、行政改革の取り組みを加速・充実させていく必要があります。

そのため、新たに渋川市行政改革大綱を策定し、新市総合計画の「進行管理」と「予算編成」を連動させて、「行政」と「市民」とが一体となったまちづくりを進めるものです。

(※注)「新地方行革指針」・・・「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」で、地方公共団体において、この指針を参考として、より一層積極的な行政改革の推進に努めるよう、平成17年3月29日に総務省より示された行政改革の方向づけです。

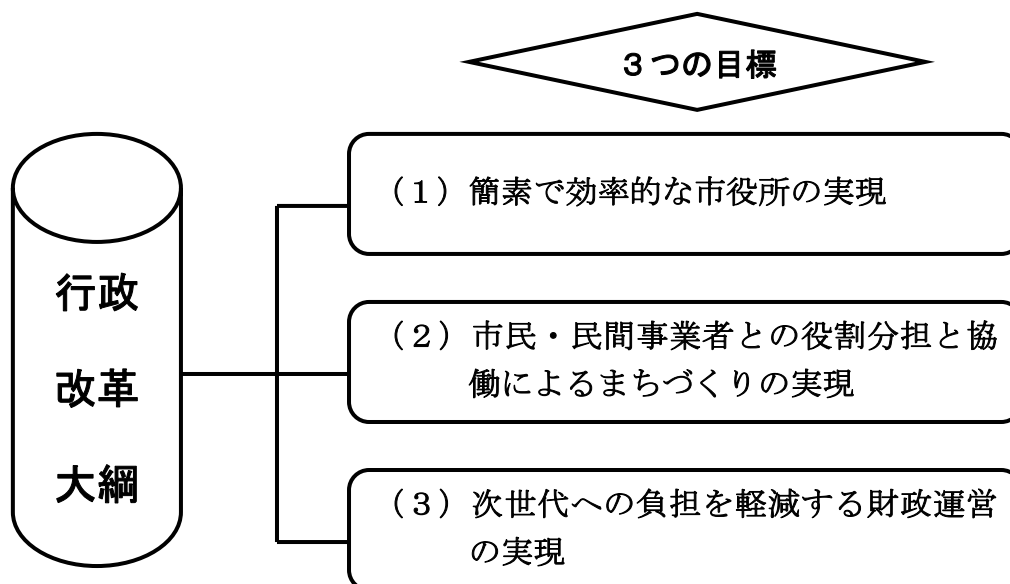
2. 計画期間

平成19年度から平成21年度の3年間を計画期間とします。

3. 改革の目標

行政改革大綱が目指すものは、効率的かつ効果的な行財政運営を行うとともに、市民にとって、わかりやすく、より満足度の高いサービスを提供できる行財政運営です。しかし、行政改革を進めるにあたっては、人件費の抑制、適正な事業評価に基づく公共事業の実施、補助金の削減や扶助費の見直し、さらには使用料・手数料の見直しなど、市民生活に直接影響するものがあり、市民と行政が協働して推進する必要があります。

これらを実現するために、次の3つの目標の下に改革を推進します。



3つの目標

(1) 簡素で効率的な市役所の実現

簡素かつ迅速に対応できる組織づくりを目指し、あらゆる分野の事務事業の見直しと事務処理の効率化を行い、組織機構の見直しを図るとともに、組織の活性化や職員の資質・能力向上等により行政効率を高めます。

(2) 市民・民間事業者との役割分担と協働によるまちづくりの実現

地方分権の進展等に伴い、市民と行政のそれぞれの役割の重要性が高まる中、市民の視点に立った効率的な行政運営を推進するために、市民の意思がより政策形成に反映できるような機会の拡大を図ります。

行政がより質の高いサービスをより低コストで市民に提供していくため

に、サービス内容の、整理・合理化を図るとともに、行政と民間との役割分担を見直し、事務事業における民間委託の推進のほか、施設の管理・運営については指定管理者制度への移行を推進します。

市民参画 → 市政モニター、市民会議、市民ワークショップ（※注1）、市民説明会、市広報、ホームページ、市民意見募集（パブリックコメント）（※注2）等
役割分担 → 地域協働の推進、民間委託の推進、指定管理者制度の活用等

（※注1）ワークショップ・・・講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルです。

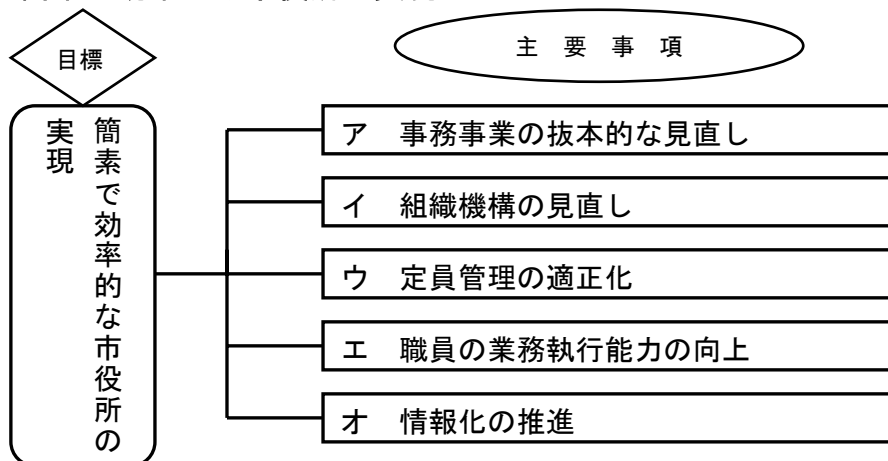
（※注2）パブリックコメント・・・行政が政策や施策を決定するにあたり、素案などを広く一般に公表し、そこで得られた意見を踏まえて案を作る制度です。

（3）次世代への負担を軽減する財政運営の実現

現下の厳しい財政状況を克服し、将来にわたって安定した財政運営のもとで市民サービスが行えるよう、合併によるスケールメリットを生かした、抜本的な財政改革を行う必要があります。次世代への負担を軽減し透明で持続可能な、自立した行財政基盤の確立を目指します。

4. 目標の実現に向けた取組

(1) 簡素で効率的な市役所の実現



ア 事務事業の抜本的な見直し

費用対効果、施策の優先順位付け、事務事業全般にわたり抜本的な見直しを行います。

(ア) 事務事業の効率的・効果的な見直しと再編・整理、統廃合

事務事業の必要性や有効性等の精査を行い、事務事業の重点化や質的充実を図るとともに、経費については徹底した節減と効率化に取り組みます。

限られた財源と人材の中で、新たな行政課題や市民ニーズに対応するため、各種事務事業の再編・整理、統廃合を行います。

(イ) 附属機関等の委員構成の見直し

審議会など附属機関（※注）の委員構成については、市民公募枠の拡大や女性委員の登用を進めるなど見直しを行います。

（※注）附属機関・・・地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及び市町村長が市町村の事務について有識者の意見を聴取するために設置した附属機関及びこれに準じるものを言います。

イ 組織機構の見直し

組織機構については簡素化し時代に即応した柔軟な組織の実現を目指します。

(ア) 簡素で迅速に対応できる組織体制の確立

事務処理及び意思決定の迅速化や責任の明確化を図り、市民ニーズに即応できる、柔軟な組織編成を進めます。

グループ制（※注）を充実し、グループ間及び職員相互の連携を重視した組織体制を推進します。

（※注）グループ制・・・係間事務事業の格差、職員配置の硬直性等、これまでの係制が抱える課題を解消し、組織の柔軟性と職員の協働性の確保を目的にした組織体制です。

(4) 本庁・総合支所機能の見直し

各地区における行政需要、地理的条件等を踏まえながら、総合支所が、地域行政活動の拠点としての機能を果たすために、本庁を含めた組織のあり方を検討します。

ウ 定員管理の適正化

「定員適正化計画」を策定し、定員の適正化に取り組みます。

(7) 「定員適正化計画」の策定

定員管理の適正化を図るため、中長期視点に立った「定員適正化計画」を策定し、一定期間内における数値目標を設定して重点的に取り組みを進めます。

(4) 計画的な職員配置

新たな行政課題や主要事務事業を抱える部門へ計画的、重点的に職員配置を行います。その一方、行政需要の減少や民間委託等によって事務量が減少した部門については、整理・統合するなど、継続的な組織の見直しを行い、行政需要の変化に見合った柔軟な職員配置を行います。

エ 職員の業務執行能力の向上

業務執行能力に優れた職員を育成します。

(7) 目的意識をもった職員の育成

行政改革は、何より職員一人ひとりが、既存の枠組みにとらわれない柔軟な姿勢で、目標を設定し課題の解決ができる職員の育成に努めます。

(4) 職員の職務遂行能力の育成

「人材育成基本計画」に基づき、地方分権の進展に伴う新たな行

政課題に的確に対応できる職員の育成を強力に進め、政策形成能力や法務能力の開発等、一層の資質の向上を図るため、効果的で密度の濃い職員研修を実施します。

(ウ) マネジメント機能の発揮

民間企業の経営感覚を持ち、スピード・コスト・成果を重視し、常に事務事業の見直しや事務改善に積極的に取り組む職員を養成するために、職員提案の活性化や全庁的な行政改革意識の浸透を図るなど、職員の意識改革に取り組みます。

オ 情報化の推進

行政の情報化により、「電子市役所」の実現を目指します。

(ア) 行政情報化の推進による「電子市役所」の実現

電子自治体（※注1）に係る、業務・システム全体を最適化するために、情報通信技術（ICT）（※注2）を活用した業務改革に継続的に取り組みます。システムの運用・管理については、民間委託等を推進し、低コストで質の高い水準の維持に努めます。

また、職員の能力向上や民間の専門的なノウハウを活用して、利便性の向上や経費の節減等を図りながら、「電子市役所」の実現に向けて取り組みます。

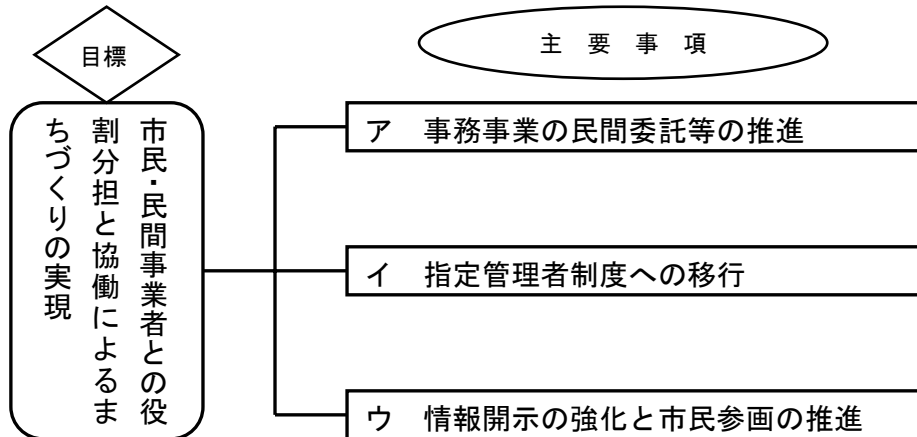
（※注1）電子自治体・・・インターネット等の活用による質の高い行政サービスの提供と、事務事業の見直しによる行政の簡素・効率化を目的に、自治体が情報化を推進することです。行政手続きのオンライン化、電子入札等です。

（※注2）ICT・・・情報通信技術を表す言葉、日本ではITが同義で使われているが、ITにC（コミュニケーション）を加えたICTの方が、国際的に定着しています。

(イ) 地域情報化の促進

地域社会を構成する市民・民間・行政等が、情報通信技術（ICT）を活用して、情報・知識を共有し、安全で安心な地域情報の自由な交流を広げ、その活発な活動を促進します。

(2) 市民・民間事業者との役割分担と協働によるまちづくりの実現



ア 事務事業の民間委託等の推進

行政と民間との新たな役割分担のもと、業務の委託化をこれまでと同様、積極的に進めます。

(ア) 事務事業の民間委託化

市民サービスを効果的かつ効率的に提供するために、行政と民間の役割分担を見直し、積極的に民間委託を進めます。その際は、市の適正な管理監督のもとに、行政責任を明確にし、個人情報保護や守秘義務の確保、市民サービスの維持向上等に十分留意します。

(イ) 市場化テストの調査・研究

市場化テストは、公共サービスを民間にも開放し、競争原理を導入することで、官民どちらが価格と質の面で担い手にふさわしいかを決める制度であり、導入に向けては、公共サービスの提供に関する民間事業者からの意見聴取を行うとともに先進自治体の調査・研究を実施します。

イ 指定管理者制度への移行

公の施設の管理・運営にあたっては指定管理者制度（※注）を積極的に活用します。

（※注）指定管理者制度・・・地方公共団体が設置する「公の施設」の管理運営について、従来、公共的団体等に限られていたが、平成15年9月の地方自治法の改正により、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることができるようになりました。

(イ) 既存施設の管理・運営の見直しと指定管理者制度への移行

公の施設の管理・運営にあたっては、現在、直営で管理してい

る施設を含め、すべての公の施設について、管理のあり方、行政としての関与の必要性について検証を行い、指定管理者制度への移行を積極的に推進します。

(イ) 指定管理者公募制度の活用

指定管理者を選定する際には、市民の利用上の公平性、コスト削減、人的・物的能力の視点から検討を行う必要があり、制度の趣旨等を考慮し、能力ある事業者等の幅広い参入の機会を確保するため、また、民間の持つノウハウを最大限に生かし、可能な限り公募制度の活用を図ります。

ウ 情報開示の強化と市民参画の推進

市民と行政が共通認識を持って相互の連携を図り、市民と行政とが協働したまちづくりを進めます。

(ア) 積極的な情報開示による市民との情報共有化

市民と行政が協働し、市民が主役のまちづくりを推進していくために、各種行政情報を公開・共有し、公正で透明性の高い行政運営を推進します。

(イ) 市民参画のための環境づくり

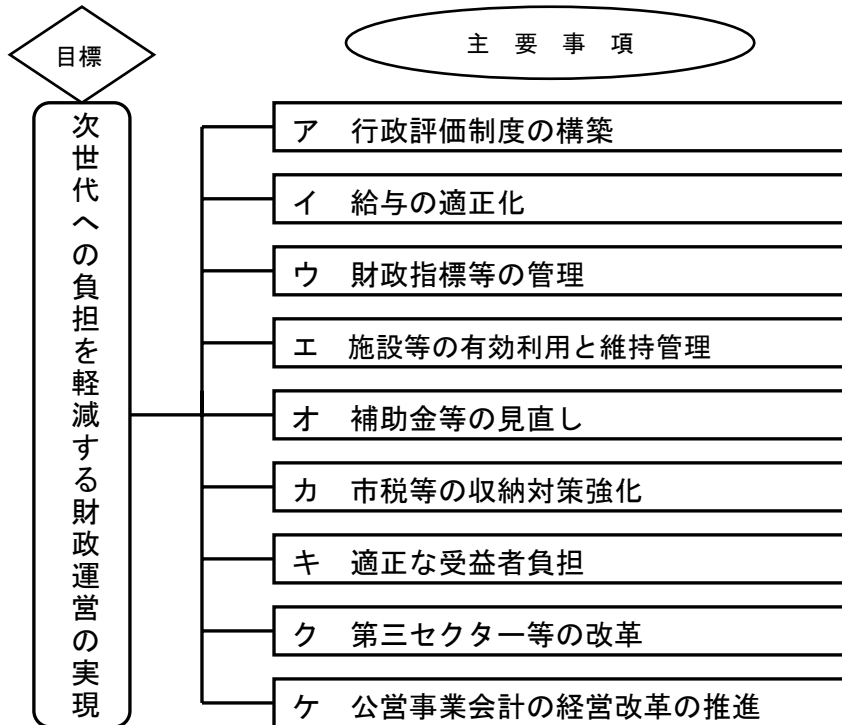
市民が参画しやすい環境をつくるため、市民に情報を積極的に提供し、行政の透明性を向上させるとともに、広聴活動の充実やパブリックコメントの制度化を図りながら、行政運営の説明責任を明らかにすることにより、市民が行政活動を評価できる仕組み作りを推進します。

(ウ) 市民との協働の推進

市民の視点に立った行政を展開するためには、市民と行政の役割分担がますます重要となっています。

このため、行政情報の積極的な提供や、NPOやボランティア団体をはじめとした市民の参加・参画機会を拡大し、相互に理解し合い、市民と行政の信頼関係をこれまで以上に高め、協働体制の確立を目指します。

(3) 次世代への負担を軽減する財政運営の実現



ア 行政評価制度の構築

行政改革を着実に推進するとともに健全な財政運営を行うために、行政改革の実施状況の把握と進行管理を徹底します。

(ア) 行政評価手法等の導入による成果重視の行財政運営

施策や事業について、実施後の評価を次の立案に生かすPDCAサイクル《計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Action）》を導入した行政評価手法を総合計画の進行管理として導入を検討します。

また、大型事業の実施にあたっては、事業の優先順位付けや費用対効果を判断するために、事前評価制度の導入を検討します。

イ 給与の適正化

職員給与については、市民の納得と支持が得られるよう、適正化を推進します。

(イ) 職員給与の見直し

人事院勧告の制度全体を尊重し、国の給与制度に準拠して適正化を推進するとともにラスパイレス指数（※注）を基準として、財政状況に配

慮しながら、適正な給与水準の維持に努めます。

(※注) ラスパイレス指数・・・地方自治体の一般行政職の構成を学歴別・経験年数別に区分、自治体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して自治体ごとの平均給料額（本給分）を算出、国家公務員の平均給料額を100として対比した指数です。諸手当や賞与は含んでいません。

(イ) 諸手当の見直し

諸手当のうち、特殊勤務手当については、社会経済情勢の変化や勤務内容、勤務実態などを踏まえて、その特殊性が薄れているものなどについて国等との均衡を図りながら見直すとともに、同様の視点から、その他の手当についても、支給の在り方や支給要件の見直しを行います。

(ウ) 時間外勤務手当の縮減

時間外勤務手当については、グループ制の適正な運用、課内の応援体制の柔軟化、代休・週休日振替の徹底、職員の計画的な事務執行などに努め、経費の縮減を図ります。

ウ 財政指標等の管理

財政運営の健全性の確保を図るため、計画的・効率的な財政運営に努めます。

(ア) 各種財政指標の適正化

財政構造の弾力性を示す経常収支比率（※注1）や健全性を示す実質公債費比率（※注2）などの各種財政指標について、適正水準を確保します。

(※注1) 経常収支比率・・・税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など定期的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみることで、財政構造の弾力化を判断します。この比率が高くなる程、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなります。

(※注2) 実質公債費比率・・・地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標であり、地方債を起す際に総務大臣や都道府県知事の許可が必要となるかどうかを判定する基準の一つです。起債にあたり「財政状態の健全さ」を客観的に判断するために導入された指標です。

(イ) 基礎的財政収支の適正化

歳入に見合った歳出を基本に、自主財源の確保、補助金の見直し、事務事業の整理統合による経常経費の削減、公共事業の重点化等を図り、基礎的財政収支（※注）の黒字を維持するために、中長期的な展望に立った財政運営に努めます。

(※注) 基礎的財政収支・・・プライマリーバランスとも呼ばれます。国や地方自治体などの、収入と

支出の釣り合いの状態を見るもので、財政状態を示す指標とされています。通常、過去の借金の元利払いを除いた支出額と、地方債などの発行によって得る分を除いた収入額の差額です。

(ウ) 地方公会計の整備・推進

現行のバランスシート（※注1）（貸借対照表）・行政コスト計算書（※注2）（損益計算書）に加えて、企業会計手法を活用した財務書類の基準について、財務書類の体系化を図り、規模に応じた財務書類として資金収支計算書（※注3）・純資産変動計算書（※注4）を策定し、中長期的な公会計の整備・推進を行います。

（※注1）バランスシート・・・企業会計において決算に用いる財務諸表の一つ。会計年度末の資産、負債等の財務状況を示すもので、貸借対照表ともいいます。資産の部、負債の部及び資本の部からなります。

（※注2）行政コスト計算書・・・市が1年間に提供した行政サービスに要したコストと、コストを賄うのに要した財源とを比較し、経常的な行政活動における収支の状況を明らかにするもので、民間企業という損益計算書にあたります。

（※注3）資金収支計算書・・・現金預金（支払資金）の出入りを勘定科目別に集計し、前年度末の資金残高（前年度繰越支払資金）が、当年度どのように増減し、年度末の資金残高（次年度繰越支払資金）はいくらになったかを明らかにした、いわば「家計簿」のようなものです。

（※注4）純資産変動計算書・・・貸借対照表の純資産の部の変動状況を示す財務諸表のことで

エ 施設等の有効利用と維持管理

施設の管理運営にあたっては、指定管理者制度の導入等をはじめ効率化を進めます。

(ア) 施設の有効利用・統廃合

合併により市民の利便性が拡大した公共施設については、利用者のニーズに合わせ、既存施設の有効利用を図るための改善等を行い、類似・重複する施設については統廃合を含めた検討を行います。

(イ) 遊休市有財産の売却・貸付と有効活用の推進

新たな土地の取得には、特に慎重を期するとともに、遊休土地等行政効果を発揮していない資産については、売却、貸付や有効活用について検討を重ね、早期に適正処理を行います。

(ウ) 維持管理体制の見直しによるランニングコストの削減

維持管理体制については、事務事業の効率的・効果的な抜本的見直し中で検討を行い、経費削減を図ります。とりわけ庁用マイクロバスについては、効率的な運用により、維持管理経費を削減するため、本

庁での一元集中管理を含めた、貸し出し形態の見直しを検討します。

(エ) 公共工事のコスト削減

公共事業の設計から施工に至るまでの各工程や維持管理コストを含めた総合的なコスト削減の観点から、地域の実情に応じた基準の導入や市場価格の設計単価への適切な反映など、公共事業コストの削減を図ります。

公共工事の入札や契約についても、入札制度の見直しにより、入札の適正化を図るとともに、電子媒体の活用による入札・契約事務の効率化を検討します。

オ 補助金等の見直し

補助金等については、経費節減を進めながら、適正な交付に努めます。

(ア) 補助金、法令外負担金の精査

補助金については、社会経済情勢の変化等に応じて、存続する意義の薄れたものや補助効果が得難いものについては廃止、縮減を図ります。

特に、外郭団体（※注）に対する補助金及び法令外負担金については、これらの団体に対し、市民サービスの維持向上に努めつつ、補助金等に依存することなく可能な限り独立採算に向けた工夫をし、経営改善への努力を求めるという方向を基本として補助金等交付の適正化に努めます。

（※注）外郭団体・・・市が一定額以上の出資または出損をする団体、若しくは市の補完的役割を担うものとして、市が恒常的に人的・財政的な援助を行っている団体です。

(イ) 一部事務組合負担金の精査

一部事務組合経費は、各構成市町村の負担金でまかなわれており、毎年事業費の増減が負担金に反映されることから、構成町村と協議しながら適正な負担について検討を行います。

カ 市税等の収納対策強化

「市税等滞納整理基本方針」に基づき、収納対策を強力に進めることにより、税負担の公平性を維持します。

(ア) 組織体制等強化による徴収率の向上

徴収率の向上については、税制改正等に伴う厳しい納税環境のもと、徴収体制の増強を図るとともに、債権や不動産の差し押さえのほか、公売の実施を行うなど滞納対策に取り組めます。

また、納税者の利便性の向上を図るため、広報紙等を通じて、口座振替や窓口延長等についてピアール活動を強化するとともに、コンビニエンスストア収納（※注1）やマルチペイメントネットワーク（※注2）の導入も検討します。

（※注1）コンビニエンスストア収納・・・取扱契約を行ったコンビニエンスストアチェーンの全国各店舗で、営業時間にいつでも市税等を納付することができるシステムです。

（※注2）マルチペイメントネットワーク・・・官公庁、地方公共団体及び民間企業等の収納機関と金融機関等を通信回線で結び、公共料金等（電話・ガス等の料金や税金）がインターネット等を通じてパソコン、携帯電話、ATM等の各チャネルを利用することにより金融機関に納付された時に当該納付情報が金融機関から収納機関に通知されるネットワークのことで。

（イ）滞納者に対する行政サービス制限の検討

現在実施している、市税等滞納者に対する行政サービス給付等の制限に加えて、今後も税負担の公平性を確保し、市民の納税意識を高めることを目的とし、給付や補助金交付など一部の行政サービスの利用制限の拡大を検討します。

キ 適正な受益者負担

市民負担の公平の確保の観点から、適正な受益者負担の見直しを行います。

（ア）使用料・手数料の見直し

使用料は、利用者の受益と負担の適正化を図るため、定期的な見直しを行います。また、合併後不均一となっている、体育施設使用料等は、利用者負担基準の統一に向けた見直しを行います。

手数料は、社会情勢等の変化に対応した、適正な負担について見直しを検討します。

（イ）行政サービスの受益と負担の原則

受益者負担の原則に基づき、受益者に対しその受益に応じた一定の負担を求めることにより、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保するという観点から、コスト負担割合の明確化、減免取扱の適正化等の定期的な見直しを行い、負担の公平性の確保に努めます。

ク 第三セクター等の改革

第三セクター（※注）等の、効率的で健全な経営体制の確立に取り組みます。

（※注）第三セクター・・・地方自治体と民間が資本や人材を出し合い、公共的な色彩を持つ事業を運営するものです。

(7) 効率的で健全な経営体制の確立

第三セクター等において、具体的な経営改革への取り組みを自ら策定するよう働きかけるとともに、総合的な見直しについて検討を行います。

第三セクター等の設立意義や民間等との役割分担の点検、機能について検討を加え、経営体制の確立に向けて取り組みます。

(4) 情報公開体制の推進

監査体制を強化するとともに、第三セクター等の経営の透明性を確保するため、財務諸表等を広報紙やホームページ等を通じ市民へ公開します。

対象となる第三セクター等

- ・株式会社渋川市民ゴルフ場
- ・株式会社しぶかわ温泉
- ・子持産業振興株式会社
- ・渋川市公共施設管理公社

ケ 公営事業会計の経営改革の推進

公営事業会計（※注）の経営の安定化、健全化を図り、独立採算が達成できるよう一層の事務事業の改善や経費の削減を図ります。

（※注）公営事業会計・・・地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理処理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいうものです。

(7) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

限られた財源と人材の中で、健全な経営を推進するために各種事務事業の再編・整理、統廃合を行います。

(4) 特別会計の廃止・統合

効率的かつ効果的な事務の執行のため、事業内容が類似する特別会計については一本化を図ります。

(ウ) 民間委託等の推進

経営改革を推進する上で、最適な事務事業の担い手による効率で質の高いサービスの提供を図るため、業務の委託化をこれまでと同様、積極的に進めます。

(エ) 定員管理・給与の適正化

経営の健全化を念頭に置き、組織機構を見直し、スリム化を図るとともに、組織の活性化や職員の資質・能力向上等を強化し、「定員適正化計画」に基づき、定員の適正化に取り組みます。

職員給与の適正化については、サービスの充実に留意しながら、給与水準や諸手当の見直しを行い、給与の適正化を推進します。

対象となる事業

- ・ 観光（温泉）施設事業
- ・ 水道（簡易水道）事業
- ・ 下水道（農業集落排水・個別排水）事業
- ・ 病院事業

5. 改革の推進方法

(1) 職員の役割

行政改革の推進主体は、職員自らであることから、何より職員一人ひとりが、既存の枠組みにとらわれない柔軟な姿勢で、目標を設定し課題を解決しながら、事務事業の執行に努めます。

(2) 推進組織

行政改革の推進組織は、市長を本部長とする、渋川市行政改革推進本部とし、事務事業を所管する各所属において推進します。

渋川市行政改革推進委員会や市民の意見等を踏まえ、「行政」と「市民」とが一体となり推進します。

(3) 進行管理

平成18年度に策定された、可能な限り数値目標を設定した「集中改革プラン」を行政改革大綱の実施計画に取り込み、毎年度、進捗状況の管理と公表を行います。

行政改革大綱策定及び推進体制

